

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 15 第 1 項第 2 号および同条第 2 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものならびに知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものを追加するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものとして、次に掲げるものを追加することとします。（別表第 1 関係）

ア 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

イ 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- (2) 法第 30 条の 15 第 2 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものとして、次に掲げるものを追加することとします。（別表第 2 関係）

ア 提供を受ける知事以外の執行機関
教育委員会

イ 事務

(ア) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）第 8 条第 1 項の規定による同条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる高等学校の授業料および同項第 3 号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

(イ) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

(ロ) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(エ) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生

の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(㊦) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

(3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。

「滋賀県住民基本台帳法施行条例」の一部改正について

1. 改正の理由（背景）

○滋賀県住民基本台帳法施行条例は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号）を利用および提供できる執行機関および事務の範囲を定めており、現在19事務が規定されている。住民基本台帳法上で定められた事務以外の事務に関して、条例で厳格に利用・提供できる範囲を制限することにより、本人確認情報の保護を図っている。

○平成31年4月から、「滋賀県マイナンバー利用条例」に基づき、7事務について新たに個人番号（マイナンバー）の利用が開始され、申請書の添付書類（例：課税証明書等）を削減し、住民の利便性の向上を図ることとされている。

○滋賀県奨学資金の貸与に関する事務において、返還義務者が増加し、債務者の住所等変更の確認で県内市町へ多数の文書照会を実施している（平成29年度302件）。



○住基ネットにより本人確認情報を利用・提供することにより、
・7事務について申請等時にマイナンバーや住所等を確認できることとし、
・奨学資金の貸与に関する事務について返還時に住所等を確認できることとする事で、
住民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、滋賀県住民基本台帳法施行条例を改正する。

2. 改正案の概要

(1) 本人確認情報を利用する事務の追加（第3条、別表第1関係）

- ア 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
- イ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務

(2) 本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務の追加（第4条、別表第2関係）

- ア 提供を受ける知事以外の執行機関
教育委員会
- イ 事務
 - (ア) 県立高等学校授業料等の減免に関する事務
 - (イ) 滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務
 - (ウ) 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務
 - (エ) 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務
 - (オ) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務

(3) 平成31年4月1日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
本則および付則 省略 別表第 1 (第 3 条関係) 1 から13まで 省略 (新設)	本則および付則 省略 別表第 1 (第 3 条関係) 1 から13まで 省略 14 高等学校等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)) 第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。) を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金 (就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。) に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(新設)	15. 私立の高等学校等 (特別支援学校の高等部を除く。) の生徒または学生の保護者等 (就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。) に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14から16まで 省略 別表第 2 (第 4 条関係)	16から18まで 省略 別表第 2 (第 4 条関係)
提供を受ける知事以外 の執行機関 (新設)	提供を受ける知事以外 の執行機関 (1) 滋賀県使用料および手数料条例 (昭和24年滋賀県条例第18号) 第 8 条第 1 項の規定による同 条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる高等学校の
事	事
務	務

		授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの (2) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの (3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの (4) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの (5) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
監 査 委 員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの	監 査 委 員
以下 省略		以下 省略

教育委員会

